

## 第4 開業に向けた各種法令等の手続き

### 1 旅館業法に関すること

相談窓口：県保健所（県健康福祉センター）衛生薬務課  
（静岡市、浜松市については、市保健所）

- 旅館業法第3条による簡易宿所営業許可を取得する必要があります。
- 「静岡県農林漁家民宿」の場合、ほぼ既存の住宅のままで営業許可が得られる場合もありますが、個別ケースで異なりますので、必ず、上記相談窓口にご相談してください。

### 『主な構造設備基準』

- 入浴設備：宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること（近隣に公衆浴場がある場合は、この限りではない）。
- 洗面設備：宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 便 所：適当な数の便所を有すること。
- その他：適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

※ なお、玄関内等にお客様と面接するための適当な設備（スペース）を必ず設けてください。

### 『手続き』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】

- 旅館業法許可申請

・ 許可申請手数料 22,000 円

必要書類：①旅館業許可申請書※

②水道水使用証明書又は水質検査成績書

③図面（地図、配置図、各階平面図(1/100以上)

④法人の場合 定款又は寄付行為の写し

⑤循環ろ過装置等を設置する場合 その概要書

⑥衛生管理に係る計画書※

⑦農林漁家民宿確認書写し

⑧建築確認通知書の写し(建築確認が必要な場合は提示)

⑨建築物検査済証の写し(建築確認が必要な場合は提示)

⑩消防法令適合証明書（証明書が交付された場合は提示）

※ 様式は、静岡県庁ホームページからダウンロードできます。

## 2 食品衛生法に関すること

相談窓口：県保健所（県健康福祉センター）衛生薬務課  
（静岡市、浜松市については、市保健所）

- 食事の提供を行う（郷土料理体験式を除く）場合は、飲食店営業の許可を取得する必要があります。
- なお、飲食店営業の許可を取得した場合、営業用の調理室へは従事者以外は立ち入れないため、調理室を使ってお客様と共同調理体験を行うことはできませんので注意してください。
- 静岡県では、下記の条件をすべて満たす場合に限り、食品営業許可の営業施設基準の一部を緩和しています。

（（基準緩和の条件））

- ・「静岡県農林漁家民宿」基準に合致し、かつ「静岡県農林漁家民宿」の確認に関する事務取扱要領に基づく確認を受けていること。
- ・一度に提供する食事数が9食以下であること。
- ・食事を提供する範囲は当該施設における宿泊者に限ること。

- 営業開始後に上記の条件を満たさなくなった場合は、速やかに通常の基準（緩和のない基準）を満たすように改修するか、もしくは飲食店営業を廃業しなければなりません。
- 詳細は保健所へ御確認ください。

### 『主な営業施設基準』

- 公衆衛生上の見地から営業施設の基準を規定しています。営業許可の取得には、この基準に合致した営業施設を整備しなければなりません。

**※点線部分は上記条件を満たした場合の基準の緩和が適用されています。**

#### [構造]

- 調理室：調理室は住居、客室等と区画されていること。衛生上支障がない場合は、区画は、カウンター、アコーディオンカーテン等による区分とすることができる。また、調理室は家庭用の台所と共用することができる。なお、調理室へは従事者以外が立ち入ることはできません。
- 内壁：隙間がなく、かつ、清掃しやすい構造であること。
- 床：清掃しやすい構造であること。
- 天井：隙間がなく、かつ、清掃しやすい構造であること。

\*清掃しやすい構造とは、表面が平滑で、例えば汚れた場合にきれいにふき取れるような構造です。

#### [設備]

- 手洗設備：流水式洗浄設備と兼用することができる。ただし、手指消毒装置は設置すること。
- 洗浄設備：流水式洗浄設備は、1槽以上あること。
- 殺菌設備：ガスレンジや給湯設備などで殺菌できること。
- 温度計付き冷蔵庫：庫内の温度を測れること。
- 食品・添加物・器具・容器包装の保管設備：食品の取扱量、種類に応じたものであること。  
器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。

#### 『主な管理運営基準』

- 飲食店を営業していくうえで、営業施設の内外の清潔保持やねずみ、昆虫等の駆除など、講ずべき措置に関する基準を規定しています。  
営業者は、この規準を遵守しなければなりません。  
※静岡県及び浜松市では管理運営基準を独自に定めています。両市内で営業する方はそれぞれの市保健所へ御確認ください。

- ねずみ・昆虫の駆除記録：ねずみ族及び昆虫の駆除作業を年2回以上実施し、その記録を1年間以上保存すること。
- 井戸水等の検査の実施：水道水以外の水を使用する場合は、公的試験機関等が飲用に適すると認めた水であること。また、年1回以上水質検査を行い、その成績書を1年間以上保存すること。
- 井戸水等の殺菌装置の点検：水道水以外の水を使用し、殺菌装置又は浄水装置を設置している場合は、装置の作動状況を1日1回以上点検し、その記録を1年間以上保存すること。
- 食品取扱者の検便の実施：食品取扱者は年2回以上の検便を受け、その記録を1年間以上保存すること。

\*上記の各検査等にかかる費用は営業者の負担となります。

## 『食品衛生責任者の設置』

- 飲食店の営業にあたっては、その施設ごとに食品衛生に関する責任者（以下、食品衛生責任者という。）を置かなければなりません。  
食品衛生責任者は、その施設の営業に従事するものであって、栄養士、調理師、製菓衛生師などの一定の資格を有することが条件になります。また、これらの定められた資格を持っていない場合でも、知事が指定する講習を修了することで、食品衛生責任者として認められます。

### 《知事が指定する講習の概要》

講習会の名称	実施団体	講習時間	講習料
食品衛生責任者養成講習会	(社)静岡県食品衛生協会	6時間	11,000円

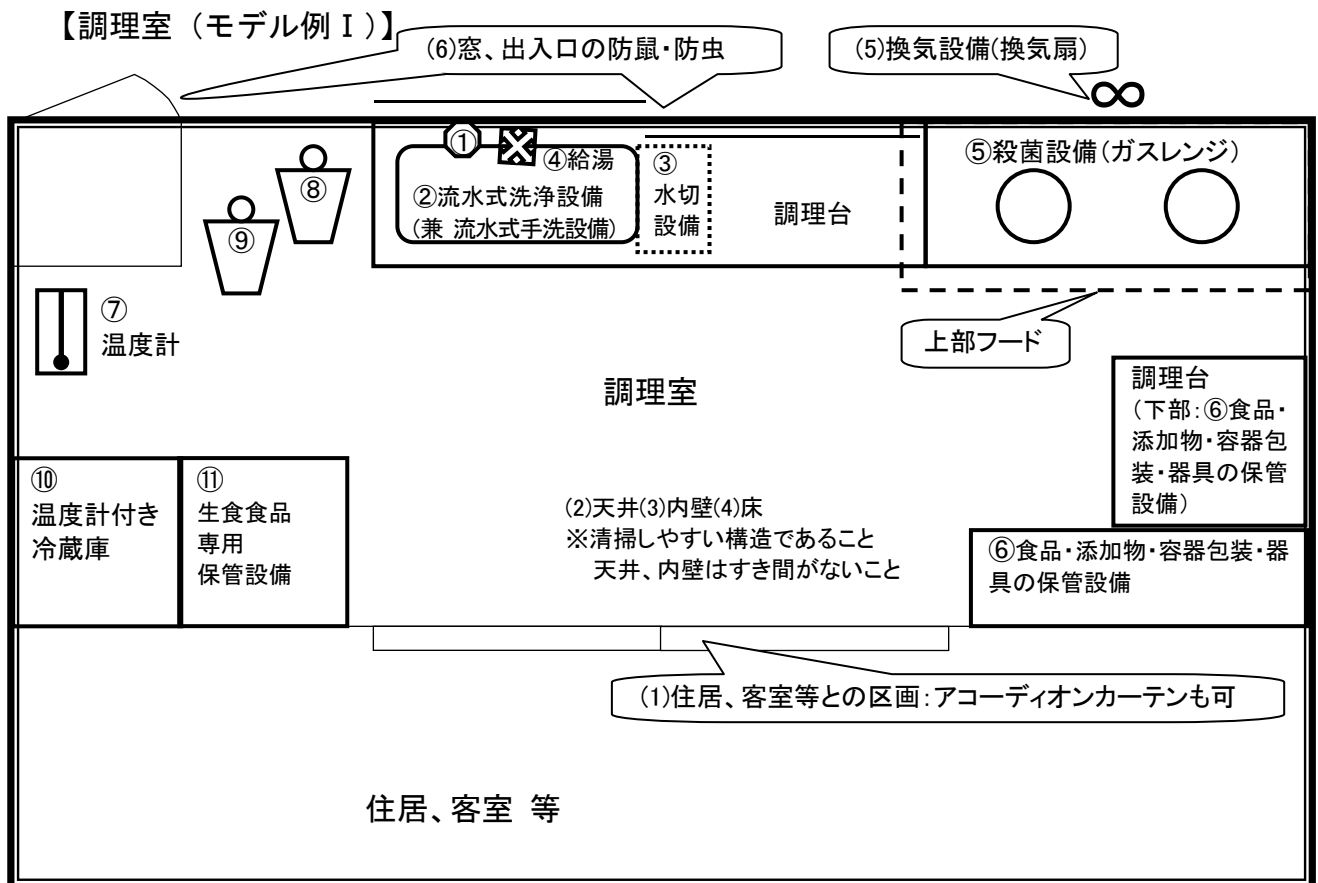
- \* 具体的には、(社)静岡県食品衛生協会の支所単位で開催しています。講習会の開催日時・会場等は(社)静岡県食品衛生協会のホームページ (<http://www.shizushokukyou.or.jp>) で御確認ください。

## 『手続き』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
- 飲食店営業許可申請
  - ・ 許可申請手数料 16,000円
  - 必要書類：①営業許可申請書
    - ②営業設備の構造を記載した図面
    - ③水道水以外の場合、最近6ヶ月以内に行った使用水の試験成績書
    - ④申請者が法人の場合、定款
    - ⑤食品衛生責任者設置届出書（新規許可申請の場合のみ）
    - ⑥「静岡県農林漁家民宿」確認書写し

## 『営業許可の有効期間』

- 営業許可の有効期間は5年です。5年毎に営業許可を継続するための手続き（継続許可申請）を行う必要があります。
  - ・ 継続許可申請手数料 8,000円



※詳細は、保健所に御確認ください。

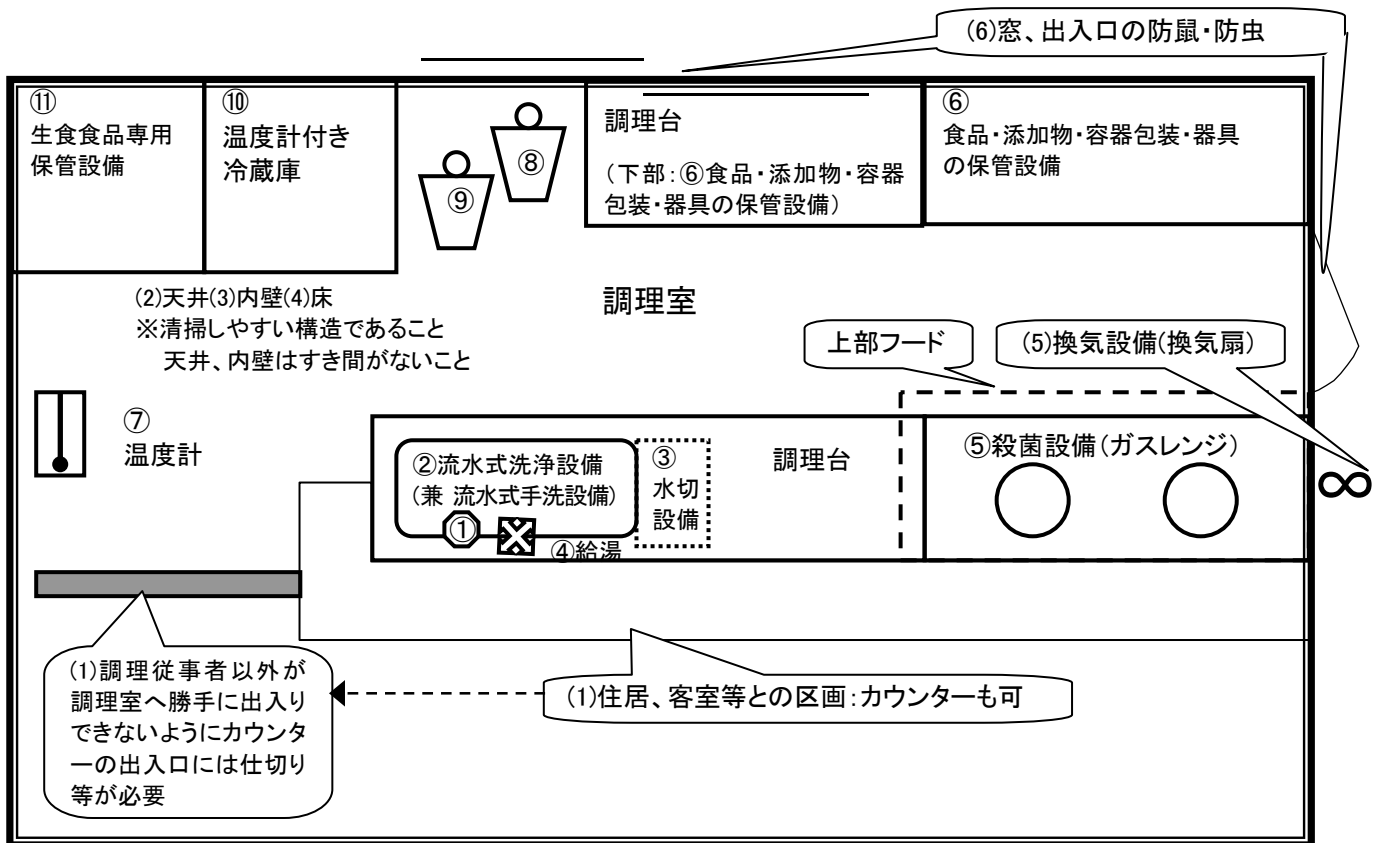
<構造>

- (1)住居、客室等と区画されていること。区画はカウンターやアコーディオンカーテンによる区分でも可とする。
- (2)天井、内壁、床は清掃しやすい構造であること。
- (3)換気が十分できる構造で、熱蒸気が著しく発生する場所に換気装置があること。
- (4)窓、出入口、排水口その他必要な場所に、防鼠・防虫の設備があること。
- (5)排水口は衛生上適切な構造であること。
- (6)明るさは、作業台面では 100 ルクス以上、食品保管設備では 20 ルクス以上あること。
- (7)更衣設備は調理室の外にあること。
- (8)便所は営業施設に影響しない構造であること。便所には手指消毒装置及び流水式手洗設備があること。
- (9)水道水又は飲用適の水を豊富に供給できる設備があること。飲用適の水の水源は不潔な場所に位置せず、外部からの汚染を防げる構造であること。

<設備>

- ①手指消毒装置
- ②流水式手洗設備:流水式洗浄設備と兼用することができる。
- ②流水式洗浄設備:1槽以上とすることができる。
- ③水切り設備:器具等を衛生的に水切りできる設備。
- ④給湯設備
- ⑤殺菌設備:ガスレンジや給湯設備など熱や薬剤等で殺菌できる設備。
- ⑥食品・添加物・容器包装・器具の保管設備:食品の取扱量、種類に応じたものであること。器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。
- ⑦温度計:見やすい箇所に設置すること。
- ⑧廃棄物容器:汚水、臭気もれないこと。耐水性であること。
- ⑨有毒廃棄物容器:ふぐ等の有毒部分を廃棄する場合に限る。有毒物と朱記すること。  
(※ふぐを処理する場合には、別途、ふぐ処理師の資格や登録が必要です。事前に保健所へ御相談ください。)
- ⑩温度計付き冷蔵庫
- ⑪生食食品専用保管設備:調理した生食食品を保管する設備。生食食品を保管する場合に必要。ただちに提供する場合は省略可。

【調理室（モデル例Ⅱ）】（調理室と客席をカウンターで区画する場合）



詳細は、保健所に御確認ください。

<構造>

- (1)住居、客室等と区画されていること。区画はカウンターやアコーディオンカーテンによる区分でも可とする。
- (2)天井、内壁、床は清掃しやすい構造であること。
- (3)換気が十分できる構造で、熱蒸気が著しく発生する場所に換気装置があること。
- (4)窓、出入口、排水口その他必要な場所に、防鼠・防虫の設備があること。
- (5)排水口は衛生上適切な構造であること。
- (6)明るさは、作業台面では 100 ルクス以上、食品保管設備では 20 ルクス以上あること。
- (7)更衣設備は調理室の外にあること。
- (8)便所は営業施設に影響しない構造であること。便所には手指消毒装置及び流水式手洗設備があること。
- (9)水道水又は飲用適の水を豊富に供給できる設備があること。飲用適の水の水源は不潔な場所に位置せず、外部からの汚染を防げる構造であること。

<設備>

- ①手指消毒装置
- ②流水式手洗設備：流水式洗浄設備と兼用することができる。
- ②流水式洗浄設備：1槽以上とすることができる。
- ③水切り設備：器具等を衛生的に水切りできる設備。
- ④給湯設備
- ⑤殺菌設備：ガスレンジや給湯設備など熱や薬剤等で殺菌できる設備。
- ⑥食品・添加物・容器包装・器具の保管設備：食品の取扱量、種類に応じたものであること。器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。
- ⑦温度計：見やすい箇所に設置すること。
- ⑧廃棄物容器：汚水、臭気もれないこと。耐水性であること。
- ⑨有毒廃棄物容器：ふぐ等の有毒部分を廃棄する場合に限る。有毒物と朱記すること。  
(※ふぐを処理する場合には、別途、ふぐ処理師の資格や登録が必要です。事前に保健所へ御相談ください。)
- ⑩温度計付き冷蔵庫
- ⑪生食食品専用保管設備：調理した生食食品を保管する設備。生食食品を保管する場合に必要。ただちに提供する場合は省略可。

### 3 都市計画法に関すること（市街化調整区域の場合）

相談窓口：沼津土木事務所（小山町の場合）

（静岡市、浜松市、沼津市、富士市、三島市、富士宮市、焼津市、藤枝市、御殿場市、磐田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町は各市町の開発許可担当課）

#### 『主な取り扱い基準』

- 市街化調整区域は原則として建築物が建てられない場所であり、新たに民宿を建築したり、既存の住宅の一部を民宿に変えたりすることは禁止されています。
- 農林漁業者が、現に住宅の用に供している建物の一部などを利用して「静岡県農林漁家民宿」を開業しようとする場合、都市計画法第 43 条第 1 項の許可を受ける必要があります。

#### 『手続き』

- 「静岡県農林漁家民宿」開業予定の場所が市街化調整区域である場合は、各市町開発許可担当窓口又は県沼津土木事務所（小山町の場合）に相談してください。
- 民宿開業予定の場所が市街化調整区域又は開発許可を受けた土地（用途地域等が定められている場合を除く。）である場合は、都市計画法上の許可が必要となりますが、その許可の可否については窓口にご相談してください。

#### 『参考』・ ・ 市街化調整区域のある市町

静岡市、浜松市、沼津市、富士市、三島市、富士宮市、焼津市、藤枝市、御殿場市、磐田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町

## 4 消防法に関すること

相談窓口：各市町の消防本部等

- 消防法関係法令では、万一の火災発生に備え、消防用設備等の設置や宿泊客の避難設備及び防災管理体制などについて基準を定めています。
- 増改築を行わない場合であっても、簡易宿所等への用途変更を行い、旅館業の営業許可を取得するには、消防用設備等の基準を満たしているかについて、所管の消防本部の確認が必要となります。

### 『主な構造設備基準』

- 1 「民宿用途面積（※1） $\leq 50 \text{ m}^2$ 」かつ「民宿用途面積 $<$ 住宅用途面積」  
⇒【一般住宅扱い】・・・住宅用火災警報器

- 2 「民宿用途面積 $\leq 50 \text{ m}^2$ 」かつ「民宿用途面積 $>$ 住宅用途面積」  
⇒【民 宿】・・・防火対象物使用開始届出書の提出  
防災物品の使用（カーテン・じゅうたん等）  
誘導灯・誘導標識(※2)

- 3 「民宿用途面積 $> 50 \text{ m}^2$ 」

全体の面積に関わらず必須	①誘導灯・誘導標識（※2） ②防災物品の使用(カーテン・じゅうたん等) ③防火対象物使用開始届出書
用途面積が $150 \text{ m}^2$ 以上の場合	上記に加えて ④消火器
建物の床面積が $300 \text{ m}^2$ 以上の場合	上記に加えて ⑤自動火災報知設備

### 『手続き』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
- 消防法令適合通知書交付申請  
(上記1については、一般住宅扱いのため、消防法令適合通知書は交付されません)



※1 民宿用途面積は、民宿用途専用部分の床面積に、一般住宅と共用する部分の床面積を各々の専用部分の床面積で按分した面積を加えたものとなります。

【民宿用途面積の算出方法例】

- ・ A 民宿専用面積＝①＋②＝20 m<sup>2</sup>
- ・ B 住宅専用面積＝③＋④＝30 m<sup>2</sup>
- ・ C 共用面積＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＝50 m<sup>2</sup>
- ・ D 全体の面積＝A＋B＋C＝100
- ・ E 民宿用途面積＝ $A + C \times A / (A + B) = 20 + 50 \times 20 / (20 + 30) = 40 \text{ m}^2$
- ・ F 住宅用途面積＝ $B + C \times B / (A + B) = 30 + 50 \times 30 / (20 + 30) = 60 \text{ m}^2$

⑤台所 6畳 10 m <sup>2</sup>	④自室 8畳 13 m <sup>2</sup>	⑧トイレ 4 m <sup>2</sup>	⑨風呂 8 m <sup>2</sup>
⑥居間・食堂 6畳 10 m <sup>2</sup>	⑦廊下 10 m <sup>2</sup>		⑩玄関 8 m <sup>2</sup>
③自室 10畳 17 m <sup>2</sup>	①客室 6畳 10 m <sup>2</sup>	②客室 6畳 10 m <sup>2</sup>	

※2 避難階における誘導灯・誘導標識について

下記(1)から(3)までの条件のすべてに該当する場合には、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

(1) 次の①又は②に該当すること。

- ① 各客室から直接外部に容易に避難できること。
- ② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(2) 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3) 民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

## 【参考】

### 1 避難階以外における誘導灯・誘導標識について

- ・ 主要な避難口を容易に見通しかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離10m以下である場合は避難口誘導灯の設置を要しない。
- ・ 主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見通しかつ識別することができ、当該避難口に至る歩行距離が30m以下である場合は通路誘導灯の設置を要しない。
- ・ 主要な避難口を容易に見通しかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離30m以下である場合は誘導標識の設置を要しない。
- ・ 階段・傾斜路については、階段通路誘導灯の設置が必須。（建築基準法による非常用の照明装置を設置することで代替可能）

## 【用語説明】

- **避難階**⇒直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。一般的には1階であるが、傾斜地等の場合は、他の階が避難階になることもある。
- **直接外部に容易に避難ができること**  
⇒すべての客室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該建物に不案内な宿泊者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。
- **夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること**  
⇒当該建物の宿泊者が各客室から廊下又は通路に出た際に、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各客室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。

## 5 建築基準法に関すること

相談窓口：静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市（全ての建築物）・・・各市建築担当課  
伊東市、三島市、御殿場市、裾野市、藤枝市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市（小規模建築物のみ）・・・各市建築担当課  
上記以外・・・県土木事務所建築担当課

- 民宿は、原則として建築基準法上「旅館」として扱われますが、以下の要件を満たせば、「旅館」に該当しないことになります。
- 建物を新築、増築等する場合、あるいは既存の住宅を民宿に用途変更し、その用途面積が 100 m<sup>2</sup>を超える場合には、建築確認申請の手続きが必要となる場合があります。

### 『主な構造設備基準』

- 1 次のいずれにも該当する場合は、旅館に該当せず、住宅として扱われます。  
(国土交通省住宅局建築指導課長 平成 17 年 1 月 17 日付け国住指第 2496 号)
  - (1) 住宅の一部を農林漁家民宿として利用すること。  
(住宅敷地内の離れを利用する場合も可)
  - (2) 客室の床面積の合計が 33 m<sup>2</sup>未満である場合。
  - (3) 各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められること。

※ 上記相談窓口に、この条件に該当するかどうか相談してください

- 2 昭和 56 年より以前に建てられた建物については、現行の耐震基準を満たしていない場合がありますので、耐震診断、耐震改修をお勧めします。

### 『手続き』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
  - ※ 客室の延床面積の合計が 33 m<sup>2</sup>未満であり、建築確認申請が必要ない場合でも、避難上支障がないかどうか、図面等により確認する必要があります。  
この時点で了解を得てください。

### 【参考】

次のような場合は、建築確認の申請を行い確認済証の交付を受ける必要があります。詳しくは上記相談窓口にご相談ください。

① 新築、増築、改築、大規模な修繕・模様替えをする場合

〔建物の構造や規模により申請が必要となる場合が異なります。なお、都市計画区域内において新築、増築（防火・準防火地域外において10㎡未満である場合を除く）する場合は、申請が必要です。〕

② 既存の住宅を用途変更することにより、民宿の用途面積が100㎡を超える場合

## 6 水質汚濁防止法に関すること

相談窓口：東部・中部・西部健康福祉センター

申請窓口：各市町

(静岡市、浜松市、沼津市、富士市の相談窓口、申請窓口は各市環境保全担当課)

- 「静岡県農林漁家民宿」の開業には、既存の施設等を使う場合でも、ちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設の特定施設がある場合には、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項の規定により「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。
- 下水道を使用している場合、「特定施設設置届出書」の提出が不要の場合がありますが、個別ケースで異なりますので、必ず、上記相談窓口にご相談してください。

【特定施設】・・・「厨房施設」「洗濯施設」「入浴施設」

### 『手続き』

- 事前相談【必要書類：施設図面、排水処理設備の図面】  
開業の 60 日以上前に提出する必要があります。  
開業期日を決めてご相談ください。
- 申請手数料は無料です。

### 『その他』

- 受理書の交付後、特定施設設置届出書に記載した使用開始予定日から営業を開始できます。

## 7 浄化槽法に関すること

相談窓口：県健康福祉センター環境課

(静岡市、浜松市、沼津市、富士市は各市保健所担当課)

※ 建築確認申請を伴う場合や構造基準に関する場合は、建築基準法に関する相談窓口になります。

- 『農林漁業体験民宿』は、これまで、建築基準法上「旅館」として扱われてきましたが、平成 17 年 1 月 17 日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知により、**客室の延床面積の合計が 33 m<sup>2</sup>未満の小規模なもので避難上支障がなければ、「旅館」に該当しないことになりました。**
- これにより、「静岡県農林漁家民宿」基準に基づく農林漁家民宿であり、かつ、避難上支障がないと判断される場合については、浄化槽の大きさの算定は住宅施設にかかる算定によることとなりますので、民宿の定員(人)分に係る浄化槽の増設の必要はなくなりました。

### 『構造基準（処理対象人員算定基準）』

浄化槽の大きさは、利用者数に対して、大きすぎても小さすぎても良くありません。算定にあたっては、建築基準法に関する窓口にご相談ください。

#### 1 住宅の場合の算定基準

建築用途		処理対象人員	
		算定式	算定単位
住宅施設	A ≤ 130 m <sup>2</sup> の場合	n = 5	n : 人員 (人)
	130 m <sup>2</sup> < A の場合	n = 7	A : 延面積 (m <sup>2</sup> )

#### 2 宿泊施設（簡易宿泊所）の場合の算定基準

建築用途		処理対象人員	
		算定式	算定単位
宿泊施設	簡易宿泊所	n = P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
住宅と宿泊 共用の場合	住宅用途面積 130 m <sup>2</sup> 以下	n = P + 5 (人)	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
	住宅用途面積 130 m <sup>2</sup> 超	n = P + 7 (人)	n : 人員 (人) P : 定員 (人)

※ 旅館業法において旅館に該当する場合は、上記によらず別途の算定式となります。

## 『手続き』

- 浄化槽を新設する場合は、浄化槽設置届が必要です。  
(建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請書への添付となります。建築基準法に関する窓口にご相談ください。)

## 『その他』

- 浄化槽は、トイレや台所、洗濯、風呂等の汚水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設です。微生物が活躍しやすい環境を保つため、**①保守点検 ②清掃 ③法定検査**を定期的実施することが浄化槽法で義務付けられていますので、必ず実施するようにしてください。
- 浄化槽の使用開始後、30日以内に使用開始報告書を提出してください。また、届出後、変更や廃止をしようとする時は、窓口までご相談ください。